

随意契約（相手方指定）調書

件名	木造ひろば館 3 館 外壁法定点検調査委託	№5200710
工（納）期	令和8年2月27日	
契約締結日	令和7年9月11日	
契約金額	9 9 0 , 0 0 0 円（消費税込み）	

契約相手方	一般社団法人荒川区建築設計事務所協会 (法人番号：1011505001547)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	木造ひろば館3館 外壁法定点検調査委託
指名業者 (案)	名 称 一般社団法人荒川区建築設計事務所協会 代表者 代表理事 澤邊 清 所在地 東京都荒川区東尾久3 - 14 - 13
特命理由	本件は、木造ひろば館3館の外壁の劣化状況等を把握し、安全性確保と適切な維持管理を図るため、建築基準法に基づく法定点検を実施するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 本業務の対象施設は、今年度、内部改修工事を実施することとなっており、当該工事に係る事前調査及び設計業務委託を上記事業者が受託しており、施設の現状を最も熟知している。また、本業務は内部改修工事期間に合わせて実施するものであり、点検調査範囲の一部に改修工事箇所が含まれることから、施工事業者と調整を図り、改修内容を踏まえた点検調査を円滑に実施できるのは上記業者のみである。 上記業者は、荒川区を拠点とする建築設計事務所で構成されており、十分な実施体制が見込めることに加え、毎年、区施設の法定点検業務委託を受託しており、履行状況も良好である。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)